

## 「市制70周年記念号 犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務委託仕様書

本仕様書は、亀岡市(以下「本市」という。)が行う『市制70周年記念号 犬と暮らしやすいまち亀岡』冊子作成等業務(以下「本業務」という。)の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

### 1. 業務名

「市制70周年記念号 犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務

### 2. 業務の目的

亀岡市は、歴史的にも犬とつながりが深く、現在も多くの市民が犬とともに生活しているまちである。一方、飼い主のマナー改善や狂犬病予防接種率の向上などの諸課題の解決に向けた取組も求められている。そこで、犬を飼っている人も飼っていない人も暮らしやすいまちを目指し、飼い主への啓発とまちの魅力発信、PR を抱き合わせた冊子(以下「冊子」という。)の発行を目指す。

特に今号は市制70周年の記念号として冊子の拡充を図るとともに、関連企画の実施によって単なる冊子発行にとどまらない事業効果をねらうものとする。

### 3. 業務の内容

「犬と暮らしやすいまち亀岡」をテーマとした冊子の発行に係る一連の業務を行う。

#### (1) 想定されるターゲット

##### ア メインターゲット

犬を飼っている、興味がある市民

##### イ サブターゲット

犬を飼っている市外の人

#### (2) 企画案の作成

令和5年度及び6年度に発行した冊子「犬と亀」のコンセプトを踏まえつつ、令和7年度は「市制70周年記念号」としての位置づけで企画案を練ること。

冊子を契機に、読み手の行動を誘発するような内容とすること。

将来的に「犬を飼っている人も飼っていない人も暮らしやすいまち」を見据えた施策であるため、単に犬に関連する施設等のガイドブックではない点に留意すること。

##### ア 想定される冊子の内容案

- ・看板犬／我が家の愛犬募集(市民参加型企画)
- ・市制70周年を記念した犬と本市の歴史紹介

##### イ 想定される冊子関連企画案

- ・SNS を利用した写真コンテストの開催、亀岡市内の観光資源を活かした賞品の開発
- ・企画写真展の開催

### (3)原稿作成

親しみやすい紙面となるよう冊子の全体構成を作成すること。なお、原稿作成、取材、写真撮影、デザイン、レイアウト等の対応範囲(現地取材の回数等)は提案時に明示すること。

### (4)校正

校正回数は提案による。

### (5)電子データの作成、納品

### (6)冊子の印刷、納品、

### (7)その他、冊子の制作に必要な事項

### (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、本業務に関する追加提案

SNS 等との連動など波及効果が期待できる方策や市民参加型の企画、その他冊子の発行効果を高める案があれば提案すること。

## 4. 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日(月)まで

## 5. 想定する配布方法

組回覧(自治会加入世帯への回覧)

ペット関連施設

公共施設

観光施設 等

※上記は本市の想定案であり、提案及び協議により変更となる可能性がある。

## 6. 冊子の仕様

サイズ A4

ページ数 表紙、裏表紙含め12ページ前後を想定

カラー フルカラー

紙質 上質紙

製本 ホッチキス止め

加工 中綴じ

※上記は本市の想定案であり、提案及び協議により変更となる可能性がある。

## 7. 納品

### (1)納品予定日

令和7年10月1日(水)

※冊子の発行効果を高める日が他に想定される場合は提案による

## (2)納品物

### ア 冊子 5,000 部

#### ・組回覧分

令和7年10月1日付の組回覧での配布を予定している。

配布数は最新の数値が公表され次第、共有するものとする。(配布日1週間前)

また、組回覧に係る仕分け、仕切り紙の差し込み、梱包作業等は受託者において行うものとする。

※令和7年2月3日時点の組回覧数は 3,357部

#### ・組回覧分以外

100部ごとに梱包すること。

### イ 冊子の電子データ 一式(CD 又は DVD)

#### ・アウトライン化済みの AI データ

#### ・PDF データ

#### ・本市ホームページ掲載用 PDF データ(適切なサイズに圧縮したもの)

#### ・受託者が本業務で撮影した写真及び作成したイラストの画像データ

#### ・テキストデータ

## (3)納品場所 亀岡市役所 1 階環境政策課

## 8. 提出書類

### (1)契約締結後、5日以内に提出するもの(各1部)

- ① 着手届
- ② 業務主任担当者届
- ③ 業務計画表

### (2)業務完了時に提出するもの(各1部)

- ① 納品書
- ② 業務完了報告書
- ③ 目的物引渡書
- ④ 請求書

## 9. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、亀岡市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (4) 冊子のデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため企画提案から変更する場合がある。
- (5) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権(以下「著作権等」という。)は、本市に移転するものとする。
- (6) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (7) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (8) 成果品は委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページの掲載等)できるものとする。
- (9) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (10) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。